

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金について

総務課 内線 215 2階 ⑩ 番窓口

空き巣や忍び込みなど、不法に家屋に侵入する犯罪を未然に防止するため、住宅対象侵入盗防犯対策を自ら居住する住宅に行う世帯に対し、費用の一部を補助しています。

◆ 補助額

1世帯につき1回限りで、補助対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の2分の1の額（100円未満切り捨て）で上限1万円

◆ 補助対象になるもの

- 玄関、勝手口等の出入り口の扉を、防犯対策に効果のある二重ロック等ができる扉に交換すること
- 玄関、勝手口等の出入り口の錠に補助錠、サムターン、ガードプレート等を取り付けること
- 窓サッシ等のガラスを防犯対策に効果がある防犯ガラスに交換すること
- 窓サッシ等に防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること
- 住居にテレビ付インターホンを取り付けること
- 宅地内の屋外に防犯対策用砂利を敷くこと
- 宅地内の屋外にセンサーライトを取り付けること
- 宅地内の屋外に防犯カメラを設置すること
- その他防犯対策で特に効果がある対策と町長が認めたもの

◆ 期間 令和4年（2022年）3月31日まで

※ただし、各年度内に申請してください。
年度をまたいでの補助金申請は出来ません。

◆ 補助対象にならないもの

- 防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）
- 警備会社の委託契約
- 護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）

◆ 申請手続きについて

次の書類を総務課へ提出して申請してください。
（①、②は、総務課窓口または扶桑町ホームページから入手できます。）

- ① 補助金交付申請書及び補助金交付請求書
- ② 同意書（賃貸住宅の場合のみ提出必要）
- 防犯対策の内容（品名）、購入日（工事日）が記載された領収書（原本）など支払いの事実が確認できる書類
- 防犯対策実施後の写真
※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

国民健康保険の第三者行為の届出について

住民課 内線 246 1階 ① 番窓口

◆ 第三者行為の届出

第三者（自分以外の人）が原因となったケガや病気についても、届出により国民健康保険で治療を受けることができます。

ただし、加害者からすでに治療費を受け取っている場合は、給付対象になりません。
また、自動車などの自損事故の場合は、一般的には国民健康保険の給付対象になります。
第三者の行為で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに住民課の担当窓口にご連絡ください。

なお、労災対象の事故など雇用者が負担するとき、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

※お届けいただけない場合には、保険者が負担した医療費を返還していただくことがあります。

◆ 第三者行為とは

第三者行為として、最も代表的な事例が「交通事故」です。その他では、他人の家の犬にかまれた場合やゴルフボールを当てられた場合等があります。

- （例）
- 交通事故（バイクや自転車によるものも含む）
 - 他人のペットなどによるケガ
 - 不当な暴力や障害行為によるケガ
 - スキー・スノーボードなどの接触事故
 - 他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故

◆ 医療費は加害者が負担

第三者の行為により病院又は診療所にかかった場合は、第三者がその医療費等を負担することになります。
ただし、国民健康保険加入者の過失分は、国民健康保険から医療の給付を受けることになります。

◆ 国民健康保険を使った場合

お届けをいただき、国民健康保険が使われた場合には、かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を扶桑町があとから第三者に請求します。

医師の診察を受ける際は、第三者行為によるけがなどであることを正しく伝えましょう。

◆ 示談をする前に

被害者と加害者の話し合いの結果、示談してしまうと、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談は慎重にしてください。示談をする場合は、事前にご連絡いただくとともに、示談成立の場合は、速やかに示談書の写しを提出してください。

◆ 手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証（保険証）
- 届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）
- 以下の書類を作成し、発生後30日以内に提出してください。
1. 第三者行為による被害届 2. 事故発生状況報告書 3. 念書（被害者側） 4. 交通事故証明書（人身事故扱い）

※自損事故の場合は、「第三者行為による被害届」「事故発生状況報告書」「交通事故証明書」のみ提出してください。
※交通事故で諸事情があり、交通事故証明書（人身事故扱い）を入手することができない場合、「人身事故証明書入手不能理由書」と交通事故証明書（物件事故扱い）を併せてご提出ください。

※第三者行為の状況によってその他に、念書等、双方の署名が必要な書類がある場合もありますので、詳しくは住民課の担当者までご確認ください。

◆ 手続きする場所

住民課保険医療グループ

※届出ができるのは、本人、世帯主、住民票上同一世帯の方です。
住民票上別世帯の方が届出をされる場合は、本人または世帯主の記入した委任状が必要になります。

◆ その他

治療が完了・中止されたとき、示談された場合には、必ず住民課までご連絡いただきますようお願いいたします。

犬山警察署からのお知らせ

110番

「安心」して暮らせる「安全」な扶桑町の確立



扶桑町内の空き巣被害は昨年の3倍に増加しています。被害のほとんどが窓から侵入されています。補助錠や防犯フィルム等の窓対策に加え、防犯カメラやセンサーライト等、複数の防犯対策をしましょう。

みんなでつくろう安心の街

～「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」～



◎ 10月11日から20日までの10日間、「秋の安全なまちづくり県民運動」が実施されます。
※同期は、「全国地域安全運動」の実施期間にもなっております。

◎安全なまちづくり県民運動に参加しましょう。

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N（ない）のスローガンを掲げ、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少を目指します。

安全に安心して暮らせる社会をつくるには、「自分の身は自分で守る」「犯罪の起きにくい社会を自分たちの力でつくる」という気持ちが大切です。

- 特に、
- 役場や金融機関等を騙った「特殊詐欺被害」
 - 快適な暮らしを脅かす「侵入盗」
 - 大切な愛車を狙った「自動車盗難」や「自転車・オートバイ盗難」
 - 卑劣な犯罪である「子供と女性を対象とした犯罪被害」
 - 高齢者等を狙った「ひったくり被害」
- 等を中心に、この運動の機会に、もう一度、自分の身のまわりの防犯について考え、ご家庭や地域で話し合ってみましょう。